

那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領

平成17年3月17日

助 役 決 裁

(趣旨)

第1条 この要領は、那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成26年那覇市訓令第17号)第6条に規定する資格者名簿に登録されている者(以下「有資格業者」という。)に指名停止に該当する行為があった場合の措置に関して必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、指名担当者(工事の発注に際し、競争入札に付すための業者の指名又は随意契約を行うための業者の選定について最終的に意志の決定を行う者をいう。以下同じ。)は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならず、又は当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止

の期間の短期は、それぞれ別表第1及び別表第2の各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第2第1号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第1及び別表第2の各号並びに前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1及び別表第2の各号並びに第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表第1及び別表第2の各号並びに前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し書面又は口頭で遅滞なくその旨を通知するものとする。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 指名担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ所属する部の長の承認を受けたときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 工事請負契約に係る事務を担当する職員は、指名停止期間中の有資格業者が当該職員の担当する契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(措置要件該当業者等の報告)

第9条 現場を担当する課長は、有資格業者について、この要領に定めるところにより何らかの措置を要する事由又は何らかの措置を要するおそれのある事由があると認めたときは、遅滞なく総務部長に報告しなければならない。

(関係発注機関に対する通報)

第10条 第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、関係機関に通報するものとする。

(準用)

第11条 第2条から前条までの規定は、建設工事に係る委託業務について準用する。

付 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 那覇市建設工事等指名競争入札参加資格指名停止基準(昭57年1月26日助役決裁)は、廃止する。

付 則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年7月12日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年12月4日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成23年2月15日から施行する。
- 2 この要領の別表第1第2号及び第3号並びに別表第2第18号の規定は、この要領の施行の日以後の事実によりこれらの号の規定に該当する者について適用す

る。

付 則(平成26年12月26日都市計画部長決裁)

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1

本市の区域内において生じた事故等に基づく措置基準

号	措 置 要 件	期 間
1	(虚偽記載) 本市の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争又は総合評価落札方式において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内
2	(落札者の契約締結の拒否等) 応札者が落札したにもかかわらず、正当な理由なく契約締結をしないとき。(一般競争入札等の事後審査で故意に申請書類を提出しないで落札を逃れたと認められた場合を含む。)	当該認定をした日から 3ヶ月以上12ヶ月以内
3	正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。	当該認定をした日から 3ヶ月以上12ヶ月以内
4	(過失による粗雑工事) 本市の発注した工事(以下この表において「市発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内
5	市内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内
6	(契約違反) 第4号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上4ヶ月以内
	(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	

7	市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 （市内における一般工事の公衆損害事故）	当該認定をした日から 死亡 3ヶ月以上12ヶ月以内 重傷 2ヶ月以上3ヶ月以内 重大事故 1ヶ月以上3ヶ月以内
8	一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 （安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）	当該認定をした日から 死亡 3ヶ月以上12ヶ月以内 重傷 2ヶ月以上3ヶ月以内 重大事故 1ヶ月以上3ヶ月以内
9	市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 （市内における一般工事の工事関係者事故）	当該認定をした日から 死亡 3ヶ月以上12ヶ月以内 重傷 2ヶ月以上3ヶ月以内 重大事故 1ヶ月以上3ヶ月以内
10	一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 死亡 3ヶ月以上12ヶ月以内 重傷 2ヶ月以上3ヶ月以内 重大事故 1ヶ月以上3ヶ月以内 ただし、上記規定に係 わらず、国又は県が有資

		格業者に指名停止を行った場合は、当該国又は県が指名停止した期間と同期間とする。
--	--	---

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

号	措 置 要 件	期 間
1	(贈賄) 次に掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） ロ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った日から4ヶ月以上12ヶ月以内 3ヶ月以上9ヶ月以内 2ヶ月以上6ヶ月以内
2	次に掲げる者が本市以外の県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上9ヶ月以内 2ヶ月以上6ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内
3	次に掲げる者が本県以外の地域の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 (独占禁止法違反行為)	逮捕又は公訴を知った日から 2ヶ月以上6ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内

4	本市発注工事に關し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3ヶ月以上9ヶ月以内
5	県内において業務に關し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に該当する場合を除く。）。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内
6	県外の他の公共機関が発注した工事に關し、代表役員等又は一般役員等が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	刑事告発を知った日から 2ヶ月以上9ヶ月以内
7	（競売入札妨害又は談合） 次に掲げる者が、本市発注工事に關し、競売入札妨害又は談合（以下「談合等」という。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から 4ヶ月以上12ヶ月以内 3ヶ月以上12ヶ月以内
8	次に掲げる者が、県内の他の公共機関が発注した工事に關し、談合等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内 2ヶ月以上12ヶ月以内
9	次に掲げる者が、県外の他の公共機関が発注した工事に關し、談合等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内 2ヶ月以上12ヶ月以内
10	（建設業法違反行為） 県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

	認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	
11	市発注工事に関し、建設業法に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (不正又は不誠実な行為)	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内
12	別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (暴力団又は暴力団関係者)	当該行為を認定した日 から 1ヶ月以上9ヶ月以内
13	代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者であると認められる場合（代表役員等及び一般役員等以外の者で、経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団関係者であると認められる場合を含む。）。	当該認定をした日から 1年を経過しかつ改善されたと認められるまで
14	有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき	当該認定をした日から 6ヶ月以上12ヶ月以内
15	有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。	当該認定をした日から 6ヶ月以上12ヶ月以内
16	有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際を有し、社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内
17	有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内
18	有資格業者又は有資格業者の役員等が、市発注工事に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受け、あるい	当該認定をした日から 2ヶ月以上6ヶ月以内

	は不当介入による被害を受けたにもかかわらず本市に報告せず、又は所轄の警察署に届けなかったとき。 (その他)	
19	別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内